

令和7年 第1回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和7年2月25日(火) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(6人)

会長	9番	山下	篤
委員	3番	大平	幸司
	4番	近井	一夫
	5番	古町	綾
	6番	三原	一英
	8番	熊谷	源
- 4 欠席委員(3人)

委員	1番	井野	嘉久
	2番	佐々木	優
	7番	田中	美智子
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について
 - 第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権の移転)
 - 第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について(賃貸借)
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	松井	隆行
主任	岩田	牧子

7 会議の概要

事務局

ただいまより、令和7年第1回総会を開会いたします。

本日は、1番井野委員、2番佐々木委員、7番田中委員より欠席の通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、9名中6名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は山下会長にお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。

登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

それでは、議事録署名委員は、3番大平委員、4番近井委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の松井主査を指名します。以上で、日程番号第1を終わります。

次に、日程番号第2 報告第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

報告第1号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について」ご説明いたします。議案書の1ページをご覧ください。

農地所有適格法人は、農地法第6条の規定により、毎年、農業委員会に報告を行うものとされており、昨年、農業委員会に報告があった11の法人の事業内容等につきましては、7月29日に開催した「令和6年第5回農業委員会総会」において、すでに、報告させていただいております。

報告第1号は、当時、報告がなかった「●●●●●●●●」から報告があり、農地法第2条第3項各号に規定される農地所有適格法人の要件適否の確認を行いましたので、その結果を報告するものであります。

提出された報告書の内容に基づき、この要件の適否について確認を行った結果、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員要件」、「業務執行役員要件」、全ての適合が確認できたことを報告させ

ていただきます。説明は以上になります。

議長 　　ただいま、報告第1号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。なにか、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

よろしいですか。それでは、以上で報告第1号を終わります。
次に、日程番号第3 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議第とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長 　　議案第1号は、農地法第3条第1項の規定による所有権の移転に係る許可について、審議を求めるものであります。議案書の2ページをご覧ください。

申請者は、譲渡人が、登別市●●町●●●番地● ●●●●●●●●●●、譲受人が、登別市●●町●●●番地● ●● ●●氏、所有権を移転する土地は1筆で、所在が登別市●●町、地番が●●●番●、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●平方メートルとなっております。

譲受人の状況についてであります。申請時における経営地はなく、労働力は男が●人、女が●人、農業従事日数は年間延●●●日、所有している農機具はトラクターが●台、ロールペーラー●台、テッダ●台、モータ●台、ブラウ●台となっております。

所有権を移転する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書3ページから5ページの資料（1）から（3）に記載のとおりであります。

譲受人から提出された営農計画書につきましては、議案書6ページの資料（4）に記載のとおり、この土地を含む札内町の3筆の土地を利用して、飼料用の牧草を栽培及び収穫し、近隣の牧場主や酪農家に販売する地域密着型の農業を展開するなどの計画となっております。

また、農地法第3条第2項各号の該当有無につきましては、議案書7ページの資料（5）「農地法第3条調査書」に記載のとおり、所有している農機具の能力や、農作業に従事する者の農業経験、実績等から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てについて効率的に利用されることが見込まれるなど、不許可要件のすべてにおいて該当しないものと判断されます。

説明は以上になります。

議長 　　ただいま、議案第1号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。なにか、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

よろしいですか。それでは、採決します。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、議案第1号は、そのように決定します。次に、日程番号第4 議案第2号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局長 　　議案第2号は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による賃借権の設定に係る計画の決定について、審議を求めるものであります。議案書の8ページをご覧ください。

利用権の設定を受ける者は、●●郡●●町●●番地 ●●●●●●●●、利用権の設定をする者は、登別市●●町●丁目●●番地 ●● ●● ●●氏、利用権を設定する土地は、所在が登別市●●町の4筆で、1筆目は、地番が●●●●番●、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●平方メートル、2筆目は、地番が●●●●番、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●平方メートル、3筆目は、地番が●●●●番●、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●平方メートル、4筆目は、地番が●●●●番●の内、地目は公簿が原野、現況が畑、面積は●●●●平方メートル、賃貸借の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間となっております。

借主の状況についてであります、経営面積が●●●●●平方メートル、労働力は男が●人、女が●人、労働従事日数は年間延べ●●●●日、家畜は、肉用牛が●●●頭、農機具は、トラクターが●台、タイヤショベルが●台、となっております。

利用権を設定する土地の位置図、地番図、写真図につきましては、議案書の9ページから11ページに記載のとおりであります。説明は以上になります。

議長 　　ただいま、議案第2号について、事務局から説明がありましたので、質疑を受けたいと思います。

なにか、ございませんか。

(「なし」の声あり。)

よろしいですか。それでは、採決します。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は、そのように決定します。

以上をもちまして、本日の総会に提案された付議案件の審議は、すべて終了となりましたので、令和7年第1回農業委員会総会を閉会いたします。